

# 2021 年度コンプライアンス委員会・報告

「認定 NPO 法人の失効にかかる事案について検証し、その防止策を講じる」、「NPO 法はじめ、その他法令に抵触する事案が生じることのないしくみを検討する」ことを目的として設置された NPO 法人まちぽっと・2021 年度コンプライアンス委員会として、本報告をまとめましたのでその内容を以下に示し理事会に提出します。

本報告を参考にして、理事会において協議のうえよりよい組織運営体制等が構築されるよう期待します。

## 1. 調査の概要

### 1) 調査に至る経緯

NPO 法人まちぽっと（以下「当法人」という。）は 2021 年 3 月 26 日に認定 NPO 法人更新申請書等を東京都生活文化局都民生活部管理法人課に提出しました。その後、同年 6 月 24 日、同課より特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」という。）第 20 条の 5 に定める欠格事由に該当することを理由に当法人の認定の有効期間の更新が認められない（同法第 45 条第 1 項 7 号）との回答があり、当法人は認定有効期間の更新申請を取り下げることとしました。その結果、当法人の認定は失効しました（以下「本件失効」という。）。

そこで、当法人は、コンプライアンス委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、本件失効以降の当法人の対応策を把握し、本件失効事案の再発及び NPO 法をはじめとする法令に抵触する事案の発生防止策を提言することを目的とする調査（以下「本件調査」という。）を行うこととしました。

### 2) 本件調査の目的・範囲

- ・ 本件失効後の当法人における協議過程の検証
- ・ 再発防止策の提言
- ・ NPO 法をはじめとする法令への抵触を防ぐための確認事項の抽出

### 3) 調査期間及び調査方法

- ・ 2021 年 10 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日まで
- ・ 当委員会は、調査期間において 4 回の委員会を開催し、委員会において当法人事務局より資料の提出を受け、口頭での説明を求めて事案の検証を行いました。
- ・ 検証に用いた資料は別紙「コンプライアンス委員会配布資料一覧」の通りです。

### 4) 当委員会による調査及び結果の前提

当委員会による調査には下記の限界があります。

- ・ 本件調査では、当法人より提供を受けた資料に基づき、口頭での説明も受けながら慎重に確認を行っておりますが、独自にこれらの開示書類及び情報の真実性につき網羅的な裏付けは行なっていません。当委員会は、強制的な調査権限を持つ団体ではないこと、また、当委員会が当法人に対して開示を求めた資料のすべてが適切に当法人から開示されていることを前提とせざるを得ないことなどを理由とする、調査の限界が存在します。
- ・ 本件調査は、本件失効後の当法人における協議過程の検証を目的として実施するものであり、本件失効それ自体の法律関係の分析や法的評価あるいはその前提となる事実関係

の確認を目的とするものではありません。また、本件失効に関わる当事者の法的責任の追及や処分を目的としておらず、本調査報告書をその目的で使用することは想定しておりません。

- ・ 本件は、法令順守を目的とする内部統制の整備・運用が十分でなかった事例であり、本来は、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応、の内部統制の六つの基本的要素（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（企業会計審議会））のすべてについて調査検討を行うべきものですが、当委員会の調査、検討と、それに基づく提言は、統制活動を中心としたものとなっています。したがって、他の基本的要素に関する検討と改善がなされなければ、再発防止の目的が達成できない可能性があります。

## 2. 調査の結果

### 1) 事案の検証

認定 NPO 法人の失効にかかる事案の発生やその後の対応などについて報告を受け、法令上の確認や対応について確認し、検証を行いました。

その検証結果として、本件失効は NPO 法違反に基づくものであり、当法人において 1) 役員の関係する他の法人情報の収集、確認が不十分であった、2) 認定 NPO 法人更新申請において申請書類等の役員による確認が不十分であった、3) 事案発生後の対応に際して役員会と理事会との役割、関係が不明確な点があった、ことなどを確認しました。

### 2) 失効事由に係る責任の所在について

本件失効は、更新申請当時の当法人の理事の 1 名が、認証の取消しを受けた NPO 法人の解散当時の役員であったため、当法人の役員としての欠格事由に該当したことに起因します。当該理事は当法人の理事を既に辞任しています。また、認定失効により税制優遇措置を受けられなくなった寄付者に生じた追加の納税負担については相当する金額を当法人から寄付者へ支払うこととされました。かかる補填の方法は、当法人理事会の決定に基づいて行われ、支払いの大半は、当法人理事及び監事からの指定寄付を原資として行われております。

失効事由に係る責任の所在は当委員会による調査の目的範囲外であるため、責任の所在及び処分の適否についての判断は行いません。

## 3. 再発防止策の提言

上記検証結果であげました、1) 役員の関係する他の法人情報の収集、確認、2) 認定 NPO 法人更新申請における役員のチェック、3) 役員会と理事会の役割、関係、を中心にして再発防止を念頭にした対応策を以下に示します。

なお、解決策の実現に有益と考え、付属資料として、具体的な書式などを示しますが、これは、あくまでサンプルであって、その要否や内容などについては、理事会において十分検討していただきたいと思っております。

### 1) 役員の関係する他の法人情報の収集

#### (ア) 所属・役職等の確認

当法人では、役員以外の NPO 法人等の所属や役職などについて定期的に役員に確認する手続き作業はなされていませんでした。ただし、2019 年に休眠預金活用制度にもとづ

く資金分配団体の申請の際に同様の手続き作業を実施していました。その手続きや作業、確認事項などを参考に毎年役員の所属する他の法人やその役職などの情報を収集し確認する仕組みづくりを行うことを求めます。

#### (イ) 認証取消し NPO 法人の確認

現在では、認証を取り消された NPO 法人の情報を簡易に入手する方法は見受けられません。ただし、NPO 法人を所管する自治体ではその情報をインターネット WEB サイトなどで公表しています。(ア) で示した役員の他の法人の所属・役職等の情報をもとにして、自治体の公表する情報と照合し、その確認を行うなどの手続き作業を進めることを求めます。

#### 2) NPO 法人報告、申請手続きにおける確認

当法人では、NPO 法人の事業活動報告の提出や認定 NPO 法人をはじめとする各種申請手続き（更新含む）においては、事務局で作成・確認のうえ提出及び申請を行い、理事会には報告のみを行ってきました。

NPO 法人に係る各種報告や申請の手続き作業において、提出・申請前に役員が関与する仕組みを作ることを求めます。

#### 3) 役員会と理事会の役割、関係

「役員会と理事会との役割、関係が不明確な点があった」ことをふまえて、役員会の役割や人員、選任方法、任期等を明確にし、関係する規程等に明記することを求めます。

#### 4. 再発防止及び法令遵守に向けたさらなる取組み

当委員会の検討においては、本件失効以外での法令に抵触する事案は抽出できませんでした。ただし、組織を管理運営していく上で、法令遵守を徹底することは必須であり、そのための対策については引き続き検討すべき事項だと考え、以下の点の実施を求めます。

##### 1) 内部研修等の実施

法令の順守を確保するためには、役員や事務局スタッフ等の NPO の全ての構成員が、法令の規定に関する知識や規定が設けられている趣旨を十分理解し、法令を遵守しようという意識を持つことが、根本的に必要です。このため、NPO 法をはじめ NPO 法人の組織運営上に必要な事項について役員及び事務局スタッフ等が定期的に学び共有化し遵守するための内部研修を実施することを求めます。

##### 2) 内部チェック体制

当委員会の検討過程で、例えば特に管理部門において重要な経費の支出に係るルールがなく、理事会・事務局の判断、責任において執行されているケースが見られました。

当法人は各種助成事業を実施しており、その助成金額も大きいことから、理事会、理事長、副理事長、担当理事、事務局長、事務局スタッフなどがどのような支出に関してどのように関与し責任を持つのかを明確にし、作業が円滑に進められるよう執行手続きも含めたその具体的な検討を求めます。

##### 3) チェックリストによる確認など

その方策として、当法人が遵守すべき事項を検討した結果をチェックリスト等の形で取り

まとめ、当法人が一定期間ごとに遵守状況を確認することを求めます。また、各役員には、欠格事由に該当しないことや自らの責任や義務を確認する内容の書面の提出を求め、役員が遵守すべき事柄の理解を深めることを求めます。

#### 4) 寄付者等への説明

本件の再発防止策の一つとして寄付者への事前説明も重要です。認定 NPO 法人に認定されれば寄付金の税制優遇措置が適用されるが、認証 NPO 法人にはその適用がないこと等、NPO 法人に対して行う寄付に関する法令・各種規定について当法人ホームページ等で掲載するとともに、特に相続や遺贈による寄付者については個別に説明を行う内容や実施するためのルールを定め、実行することを求めます。

#### 5) 各種規程類の見直しについて

これらの対応策等を進めるうえではそれぞれの事項を関係する各規程等に明記することも重要です。内容を勘案し、各種規程類の見直しを進めることを求めます。

#### 5. 本件失効事案、本件調査結果及び再発防止策の公表について

本件失効事案、本件調査結果及び再発防止策について、少なくとも当法人のホームページに公表し、関連当事者への十分な情報提供を行うことを求めます。このことが、当法人のみならず他の NPO 法人の適切な運営のための一助となるものと思料します。

#### 6. NPO 制度の改善に向けて

本件の検証に関連して、当法人だけでは解決できない NPO 法人制度に起因する問題があるのではないかと考えます。認証が取り消された NPO 法人の周知の仕組み、欠格事由（認証を取り消された NPO 法人の解散当時の役員は、NPO 法人の役員になることができない）による役員の地位の喪失時期と必要な手続きの問題等です。NPO 法及び立法過程の趣旨を根底にして、NPO 制度にかかわる課題とその解決方法などについて調査・研究を進め、政策提言を行うことも重要であると捉え、その取組みが進められることを期待します。

以上

2022 年 2 月 28 日

特定非営利活動法人 まちぼっと  
2021 年度コンプライアンス委員会  
委員長 坪郷 實  
委員 加藤 俊也  
藤井 麻莉  
土屋 真美子